

# 憲法を変えると何が変わる？

## ～若手弁護士劇団の劇&トーク～

憲法は国民の基本的な人権を守るため、国家の権力を国会、内閣、裁判所の3つに分けています。改憲草案の1つである「緊急事態条項」は、一見、大震災やテロなどの緊急事態のときに役立つそう…でも、実は内閣に権限を集中させ、大きな権限を与えるので濫用の恐れがあります。この制度を、わかりやすい劇とトークを通じて、学び、考えてみませんか？

日時：12月17日（土）14：00～16：30

場所：あしや市民活動センター（リードあしや）

（芦屋市公光町5-8 阪神芦屋駅徒歩5分、JR芦屋・阪急芦屋川駅徒歩10分）

内容：①劇「憲法が昏睡<sup>ねむ</sup>るまで」～緊急事態条項ってなあに??～

②若手弁護士によるトーク&交流

出演：明日の自由を守る若手弁護士の会 兵庫支部（あすわかひょうご）

参加費：500円（学生無料）



明日の自由を守る若手弁護士の会（通称：あすわか）は、憲法とそれを取り巻く情勢について、市民の方々に知ってもらおう「知憲」活動を行う団体です

主催：芦屋「九条の会」（あしや市民活動センター登録団体）

芦屋「九条の会」は市民レベルで緩やかに9条をまもる運動を続けています。

お問い合わせ ☎090-7118-2312（片岡） ホームページ <http://ashiya9.web.fc2.com/>



協力：芦屋市立あしや市民活動センター  
（第2回リードあしや自主講座企画応援プログラム）